

災害の情報を知ること

避難情報は、次のような内容で「かわねフォン」などで呼びかけられます



- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
 - こちらは、広報川根本町です。
 - 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
 - 〇〇地区の方は速やかに全員避難を開始してください。
- ※ガイドラインによる一例です。状況により放送内容が変わる場合があります。

避難情報などの入手方法は？

～気象情報や避難情報の入手方法について、一部をご紹介します～
QRコードからそれぞれページでさらに詳しい情報をご覧になれます。

☐川根本町のホームページ
川根本町内の防災情報などを掲載しています。



☐かわねフォン、屋外の拡声局、広報車
☐テレビ
データ放送で気象情報や防災情報について常時放送されています。

☐静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

6月から運用が開始された、スマートフォン向けの総合防災アプリです。
各種緊急情報、ハザードマップの確認など災害時に役立つ機能を備えています。



☐気象庁ホームページ
警報・注意報、気象情報、河川情報などを掲載しています。



☐国土交通省防災情報提供センター

警報・注意報、気象情報、河川情報などを掲載しています。



☐サイボスレーダー
(静岡県土木総合防災情報)
大雨警報や土砂災害警戒情報のほか、静岡県内の雨量、河川の水位などの情報を見ることができます。



～中部電力株式会社からのお知らせ～



中部電力では、災害に強い設備形成に努めておりますが、残念ながら停電を「ゼロ」にすることはできません。停電発生時において、停電地域や復旧時間の見込み等の情報を、中部電力のホームページ(<http://teiden.chuden.jp/>)または、スマートフォンアプリ「停電情報お知らせサービス」を通じて速やかにお知らせしております。

スマートフォンアプリでは、地点登録したエリアで停電が発生・復旧した場合に、プッシュ通知でお知らせし、いつでもどこでも停電情報をすぐにご確認いただけます。

●停電に関するお問い合わせ先
0120(977)522 (無料)

このお知らせは中部電力からの情報を防災上の観点から掲載しています。担当：総務課 自治防災室 ☎ (56) 2220



自分と家族の命を守る！

梅雨を迎える6月から台風シーズンの10月にかけては、大雨などによる災害が発生しやすくなります。地域にどのような危険性があるかをハザードマップなどで再確認し、家族や地域でいざという時に、どのように行動すればいいのかわかるようにしましょう。

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

大雨などで水害や土砂災害等の危険がある場合に町が出す避難情報と、国や県が出す防災気象情報が5段階に整理されました。

●避難情報と防災気象情報の関係●

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報など	＜防災気象情報＞
警戒レベル5	・すでに災害が発生しています。 ・命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ＜町が発令＞	警戒レベル5相当 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	・速やかに避難場所へ避難しましょう。 ・避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ＜町が発令＞	警戒レベル4相当 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	・避難に時間を要する人（高齢の方や障がいのある方、乳幼児など）と支援者は避難を開始しましょう。 ・その他の人は避難の準備を確認しましょう。	避難準備・高齢者など避難開始 ＜町が発令＞	警戒レベル3相当 氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等
警戒レベル2	・避難に備えて、いざというときの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報 等	
警戒レベル1	・災害への心構えを高めましょう。	警報級の可能性	

注：この警戒レベルの順番で発令されるとは限りません。

防災気象情報は「国・気象庁・県が発表する情報」で、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

こんな時はどうしたら？

- 質問 防災気象情報で、「土砂災害警戒情報」が出ていて、避難情報で「避難勧告」とかが出ていないけどどうすればいいの？
- 答え 町では、国・県・気象庁などの情報や川根本町内の情報をもとに、避難勧告などの避難情報を発令するかどうかを判断するため、必ずしも防災気象情報と同じ警報レベルの避難情報が発令されるということではありません。自らの命は自らが守るという意識を持って、防災気象情報も参考にしながら適切な避難行動をとるようにしましょう。
- 質問 避難指示（緊急）と避難勧告は、同じ警戒レベル4なの？
- 答え 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令される情報ではありません。避難勧告が発令されたら、避難指示（緊急）の情報がでていなくても速やかに避難してください。